

会員規約をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。
本規約に同意されない場合は、カードのご利用開始前にカードを切断し、株式会社ほくせんへご連絡ください。

ほくせんビジネスカード会員規約

株式会社 ほくせん

第1章 一般条項

第1条 (法人会員資格及びカード使用者)

- 1 法人会員（以下「会員」という）とは、本規約承認のうえ、株式会社ほくせん（以下「当社」という）と三井住友カード株式会社（以下「VISA」という）又は株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）に第3条2項に定める2種類のクレジットカード（以下これらを総称して「カード」という）のうち1種類を選択し入会を申込み、当社とVISA、又は当社とJCBが入会を認めた法人又は非法人たる団体（以下「法人」という）をいいます。
- 2 会員は、法人に所属する役員又は従業員（臨時雇用、嘱託を除く）の中からカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者（以下「使用者」という）とします。又、使用者を「犯罪による収益の移転防止に関する法律」でいう実際に取引の任に当たっている担当者（以下「取引責任者」という）とします。なお、会員は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、承認を得るものとします。
- 3 会員は使用者の利用代金について、支払いの責務を負うものとし、
- 4 会員は使用者に対し、会員に代わってカードを使用して、本規約に基づくカード利用（第2章カードショッピング条項）に定めるショッピングの利用を行う一切の権限（以下「本代理権」という）を授与します。なお、会員は、使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消し又は消滅事由がある場合は、当社所定の方法により当社に使用者によるカードの利用の中止を申し出るものとし、
- 5 会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを当社に主張することができません。
- 5 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

第2条 (会員の義務、責任及び連絡責任者)

- 1 会員及び代表者は、使用者のカード利用代金の支払い、その他本規約における一切の義務及び責任を連帯して履行する義務を負うものとし、
- 2 第1条4項に基づき本代理権を授与された使用者のカード利用は全て会員の代理人としての利用となり、当該カード利用に基づく一切の支払債務は会員に帰属し、使用者はこれを負担しないものとし、
- 3 会員は、入会申込書に記載すべき事項等について当社から確認を行うための連絡責任者を、当社所定の入会申込書等に記載し、当社に提出するものとし、

第3条 (契約の成立及びカードの貸与・有効期限)

- 1 契約の成立等
カードショッピングに係る基本契約は、当社が利用可能枠を設定して、別途当社が通知した日をもって成立するものとします。
- 2 本規約に定めるカードは、当社加盟店及び当社とVISAとの提携に基づき、① VISAと契約した加盟店 ② VISAの提携クレジットカード会社の加盟店 ③ VISA International Service Association（以下「VISA International」という）と提携した日本国内及び国外の銀行、又はクレジットカード会社と契約した加盟店（以下これらを総称して「VISA加盟店」という）で利用できる「ほくせんビジネスVISAカード」と、当社とJCBの提携に基づき当社加盟店及びJCB並びにJCBの提携するクレジットカード会社が契約する加盟店（以下これらを総称して「JCB加盟店」という）で利用できる「ほくせんビジネスJCBカード」とします。

- 3 当社は、使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等を表面に印字した会員の申込区分に応じたカードを発行し、貸与します。カードは、カード表面に印字された使用者本人以外使用できないものとし、又、違法な取引に使用してはなりません。又、会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとし、会員は、カード発行後も、当社が本人確認手続を求めた場合にはこれに従うものとし、又、
- 4 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとし、又、
- 5 カードの所有権は、当社に属しますので、使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入及び担保に提供する等カードの占有を第三者に移転させることは一切できません。
- 6 会員が、現金化を目的として商品・サービスの購入等にカードのカードショッピング枠を利用することを禁止します。
- 7 カードの使用、管理に際して、会員又は使用者が本条3～6項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、そのカードの利用代金は会員が負担するものとし、又、
- 8 カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード表面に印字された年月の末日までとし、又、
- 9 会員より退会の申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合は有効期限を更新したカードを発行いたします。ただし、一定の期間カードの利用がない場合等、当社の判断によりカードを更新しない場合もあります。
- 10 カードの有効期限の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、そのカードに関して生じた一切の債務については、本規約を適用し、その支払いの責任を負うものとし、又、

第4条 (カードの利用可能枠)

- 1 カードの利用可能枠は、当社が審査のうえ決定した金額をカード送付時に会員に通知するものとし、又、
- 2 会員及び使用者は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとし、又、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。
- 3 利用可能枠は、当社が適当と認めた場合には、いつでも増額できるものとし、但し、会員が増額を希望しない旨の申し出をした場合はこの限りではありません。又、会員が増額を希望する場合は当社所定の方法によりお申込みいただき、当社が適当と認めた場合に増額するものとし、又、
- 4 会員は、以下のいずれかに該当したときは、当社は特段の通知を要せず、カードの利用可能枠の減額又はカード利用の停止を行うことができることに異議ないものとし、
 - (1) 会員の信用状態が悪化した場合。
 - (2) 当社が定める本人確認手続が完了しない場合。
 - (3) その他当社が必要と認める場合。

第5条 (カードの機能)

会員は本規約承認のうえ、以下の(1)から(3)に記載した加盟店(以下これらを総称して「加盟店」という)において商品・権利の購入、役務の提供等を受けること(以下これらを総称して「カードショッピング」という)ができます。

- (1) 当社と契約した加盟店及びエヌシー日商連と契約した加盟店(以下「当社加盟店」という)。
- (2) VISA 加盟店及び JCB 加盟店。
- (3) 当社が提携しているクレジットカード会社と契約した加盟店。

第6条 (暗証番号)

- 1 使用者は、入会申込時に暗証番号(「0000」等全て同一の数字を除く4桁の数字)を当社へ届け出るものとし、但し届出がない場合には、当社の指定した暗証番号を登録することをあらかじめ承諾します。
- 2 暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、会員及び使用者の故意、又は重大な過失により他人に知られたことにより生じた損害については会員の負担となります。
- 3 使用者は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗

証番号を変更することができます。但し、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続が必要な場合があります。

第7条（支払方法及び支払日）

- 1 カードショッピングの利用代金及び手数料、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務は、会員があらかじめ指定した預金口座、郵便貯金口座（以下「お支払口座」という）から口座振替又は自動払込みにより毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に支払うものとします。但し、当社が認めた場合は、その他の支払方法、その他の支払日にすることができるものとします。
- 2 会員は、本条1項による支払いが連続して1年以上ない状態でカードを利用した場合は、本条1項による支払いができない場合があること、その場合は再度預金口座振替依頼書又は自動払込利用申込書を当社に提出することをあらかじめ承諾します。
- 3 当社は本条1項に規定する支払日に会員の利用代金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び利用残高が記載された書面を、本会員の届出住所宛に送付する等の方法により通知するものとします。
- 4 残高不足等により支払日に口座振替又は自動払込みができなかった場合、当社は、当月の支払債務の全部又は一部につき、支払日当日又はそれ以降に再度口座振替又は自動払込みによる引き落としをすることができるものとします。

第8条（支払債務の充当方法）

会員が本規約に基づき返済した返済金は、カードショッピングの利用ごとに、その支払方法・返済方法に応じて、法定順当順位に準じた当社の定める所定の方法により充当されるものとします。又、会員の返済した金額が、本契約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社より会員への通知なくして、当社が適当と認める順序、方法により、いずれの債務に充当しても異議ないものとします。但し、支払停止の抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第9条（当社の債権譲渡の承諾）

会員は、当社が本規約に基づく債権及び権利を、当社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）又は債権回収会社（以下「金融機関等」という）に譲渡若しくは担保提供（質権及び譲渡担保の設定を含む）その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びに当社が金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについてあらかじめ承諾します。

第10条（届出事項の変更）

- 1 会員は当社に届け出た代表者、連絡責任者、使用者（取引責任者）、住所、連絡先、お支払口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の届出用紙により届け出るものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、電話等の当社が適当と認める方法により届けていただくこともできます。
- 2 本条1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る本条1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
- 3 本条1項の届出がないために当社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、本条1項の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第11条（紛失・盗難）

- 1 カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、そのカードの利用代金は会員が負担するものとします。
- 2 会員及び使用者は、カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に届け出るとともに最寄りの警察署へ届け出るものとし、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社へ提出するものとします。
- 3 本条1項の規定に係らず、本条2項の当社並びに警察署へ

の届出がなされたときは、当社が別に定める「ほくせんカード会員保障制度」の定めに基づき、カードの不正利用により、会員が被る損害をてん補いたします。

第12条 (カードの再発行)

- 1 当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が審査のうえ承認した場合に限り、カードを再発行いたします。この場合、会員は、再発行費用として1,000円(税別)を負担するものとします。
- 2 当社は、使用者氏名、会員番号、有効期限等のカード情報の管理・保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとし、会員及び使用者はあらかじめこれを承認します。

第13条 (会員の再審査)

当社は、会員の適格性について入会后定期、不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は当社からの請求があれば求められた資料等の提出に応じるものとします。

第14条 (カード利用の一時停止)

- 1 当社は、会員又は使用者がカード利用可能枠を超えて利用した場合、又は利用しようとした場合、利用可能枠内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カード利用状況が不審な場合、若しくは延滞が頻繁に発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、会員又は使用者に通知することなく、カードショッピングの利用を一時的にお断りすることがあります。
- 2 当社は、会員又は使用者が本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、カードショッピングを一時的に停止し、若しくは加盟店を通してカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員又は使用者は異議なくこれに応じるものとします。

第15条 (反社会的勢力の排除)

- 1 会員は、自ら及び自らの役員・従業員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) 上記(1)~(7)の共生者
 - (9) その他上記(1)~(8)に準ずる者
- 2 会員は、自ら及び自らの役員・従業員又は第三者を利用して次の(1)~(5)の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他上記(1)~(4)に準ずる行為
- 3 当社は、会員及び会員の役員・従業員が本条1項若しくは2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員によるクレジットカードの入会申込みを謝絶、又は本規約に基づくクレジットカードの利用を一時的に停止することができるものとします。クレジットカードの利用を一時的に停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、クレジットカード利用を行うことができないものとします。
- 4 会員及び会員の役員・従業員が、本条1項若しくは2項のいずれかに該当した場合、本条1項若しくは2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、申込者は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

第16条 (期限の利益喪失)

- 1 会員は、以下のいずれかに該当したときは、本規約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに使用者全員

の債務の全額を履行するものとします。

- (1) 支払期日にカードショッピングの支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにも係らず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 強制執行、差押、仮差押、保全差押、仮処分（但し、信用に關しないものを除く）の申立て、又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受け若しくは自ら申立てたとき。
 - (5) 債務の整理・調停の申立があったとき。
 - (6) 商品等の購入等が会員にとって営業のため若しくは営業として締結するものである等、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については、会員が分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
 - (7) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
- 2 会員は、以下のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により、本規約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに使用者全員の債務の全額を履行するものとします。
- (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が重大となるとき。
 - (2) 失踪し若しくは刑事上の訴追を受け、又は本規約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - (3) 会員が、第15条1項(1)～(9)のいずれかに該当し、又は第15条1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切である場合には、会員は、当社の通知又は請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。又、この場合、当社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。
 - (4) 本条2項(3)の規定により本契約を解除した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとします。

第17条（退会及び会員資格の喪失等）

- 1 会員は、当社あてに所定の退会手続きをすることにより、退会を申し出ることができます。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するか、カードを切断して破棄しなければならないものとし、会員が適切に廃棄しなかったことにより生じた損害は会員が負担するものとします。
- 2 会員は、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会するものとします。但し、本規約に定める支払期限に係らず、残債務を直ちにお支払いいただくこともあります。なお、退会後においても、カードを利用して又は会員番号を使用して生じたカード利用代金等については、全てお支払いいただくものとします。
- 3 会員資格終了をもって、カードを利用して提供されるサービス、並びに会員資格に基づいて提供されるサービスは終了するものとします。
- 4 当社は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせず会員資格の喪失の措置をとることができるものとします。その場合カードは、当社の指示する方法に従い返却するものとします。
 - (1) 会員が入会時に、虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 会員が本規約に違反したとき。
 - (3) カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合。
 - (4) 会員の信用状態が悪化したと認められるとき。
 - (5) 第三者による利用、換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当若しくは不審があると当社が判断した場合。
 - (6) 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。
 - (7) 債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。
 - (8) 当社に通知せず住所を変更し、当社にとって所在不明と

なった場合。

- (9) 第16条のいずれかに該当した場合。
- (10) 会員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらの関係者等又はその他反社会的勢力であると判明した場合。
- (11) 会員が、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。
- (12) その他当社が不適格と認めた場合。
- (13) 会員が、当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて本条2項(1)~(12)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。

第18条 (費用の負担)

- 1 会員は、振込みにて債務を支払う場合の金融機関、コンビニエンスストア等の振込手数料(ご参考 コンビニエンスストア手数料 お支払額1万円未満60円、1万円以上5万円未満100円、5万円以上300円 ※全て税別)、本規約に基づく費用手数料等に課せられる消費税その他の公租公課、及び当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。
- 2 会員及び退会した会員(以下「会員等」という)は、当社に対し会員等に関する各種の「証明書*」の発行を申請した場合、一回の申請につき、発行費用として400円(税別)を負担するものとします。
※証明書(残高証明書・入金証明書・完済証明書・契約内容証明書・退会証明書)

第19条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかに係らず、会員の住所地、商品等の購入地及び当社の本社・支店所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第20条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

日本国外でカードを利用する場合、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により許可書、証明書、その他の書類の必要が生じた場合には、当社の求めに応じて必要書類を提出するものとし、又、日本国外でのカード利用の制限若しくは停止に応じていただくことがあります。

第21条 (準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第22条 (規約の変更、承認)

会員は、本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、又は新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項又は新会員規約を承認したものとみなします。

第2章 カードショッピング条項

第23条 (カードショッピングの利用方法)

- 1 加盟店店頭での利用手続
使用者は、当社加盟店並びに VISA 加盟店及び JCB 加盟店においてカードを呈示し、所定の売上票等にカード名義人ご自身の署名を行うことにより、商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます。又、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で所定の手続により、同様のことができます。但し、当社が特に認めた場合は、カード呈示、売上票への署名等を省略する等、これに代わる方法をとる場合もあります。
- 2 郵便・ファックス・電話等による取引の際の利用手続
使用者は、郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことをあらかじめ了承している当社の加盟店並びに VISA 加盟店、又は JCB 加盟店と取引を行う場合、カードの呈示に代えて、取引の申込文書に会員番号、使用者の氏名、届出住所等を記入することにより、若しくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

3 IC 端末機での利用手続

使用者は、IC カードによるカードショッピングの際、IC 読取機能付承認端末（以下「IC 端末」という）を設置した加盟店において、IC 端末に暗証番号の入力を求められた場合、使用者自ら暗証番号の入力を行うものとします。但し、IC 端末の故障等の場合、若しくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用させていただくことがあります。

4 オンライン取引の際の利用手続

使用者は、コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって当社の加盟店並びに VISA 加盟店、又は JCB 加盟店と取引を行う場合、カードの呈示に代えて、会員番号、使用者の氏名、届出住所、電子メールアドレス等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

5 保険及び電話サービス等に係る代金等のお支払い

- (1) インターネット接続・保険・電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）とのお取引に係る継続的サービス利用代金のお支払いにカードをご利用される場合、当社が使用者のために当該継続的サービス事業提供者に対してお支払いすることをご了承いただき、第7条により当社へお支払いをさせていただきます。
- (2) カードでの継続的なお支払いを中止される場合は、カード退会の有無に係らずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申し出、承諾を得ていただきます。
- (3) 使用者又はカードを退会された元使用者が本条5項(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員はそのご利用代金を第7条によりお支払いいただきます。
- (4) 会員又は使用者がカードの退会又は会員資格を喪失した場合は、当社は継続的サービス事業提供者に対するご利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該契約が解約となっても、当社は一切の責任を負いません。
- (5) 会員又は使用者は、各契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を守っていただきます。

6 当社又は加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、又は利用できない場合があります。又、カードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、使用者はこれをあらかじめ承認するものとします。

7 会員の日本国外におけるカードショッピング利用代金は所定の売上票、又は伝票記載の外貨額を VISA が加盟する VISA International 又は JCB 所定の方法で円貨に換算のうえ、国内でのカードショッピング利用代金と同様の方法により支払うものとします。

8 カード利用による取引上の紛議は会員と加盟店で解決するものとします。又、カード利用により加盟店と取引した後に加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

第24条（債権譲渡の承認）

会員は、カード利用手続を行ったときは、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権を、当該加盟店から直接、あるいは提携クレジットカード会社、国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、当社に対して譲渡することあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第25条（商品の所有権留保に伴う特約）

会員及び使用者がカード利用により購入した商品の所有権が、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、立替払契約に基づく債務が完済されるまで当社に留保されることを会員及び使用者は認めるとともに、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしない

こと。

- (2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

第26条 (商品の引取り及び評価充当)

- 1 会員が第16条により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。
- 2 会員は、当社が本条1項により商品を引取ったときは、会員と当社が協議のうえ決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員及び当社の間で直ちに清算するものとします。

第27条 (カードショッピングの手数料及び支払方法)

- 1 カードショッピングの利用代金は、原則として毎月末日に締め切り、分割払手数料を加算した額(以下「分割支払金合計」という)を翌月から本規約第7条第1項に定める方法により支払うものとします。
- 2 分割支払金(分割払いの月々の支払額をいう。以下同じ)の支払いは、次表の条件のうちから使用者がカード利用の都度指定するものとします。
- (1) 支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料額は次表のとおりとします。

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15	18
支払期間(ヵ月)	1	2	3	5	6	10	12	15	18
手数料の料率(%) 実質年率	-	-	12.50	14.50	14.50	14.50	15.00	15.00	15.00
利用代金100円当 たりの手数料額(円)	-	-	2.10	3.65	4.27	6.77	8.31	10.29	12.29
支払回数(回)	20	24	25	30	35	ボーナス1	ボーナス2		
支払期間(ヵ月)	20	24	25	30	35	-	6~12		
手数料の料率(%) 実質年率	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	-	6.30~ 17.10		
利用代金100円当 たりの手数料額(円)	13.64	16.37	17.06	20.54	24.08	-	5.00		
分割支払金の設 定の方式	元利均等分割返済方式								
分割支払金	(利用代金+手数料)÷支払回数 ※但し、月々の分割支払金の単位は10円とし、 端数が発生した場合は初回に算入する。								
手数料の計算方 法	利用代金に上記の手数料の実質年率表に定める 支払回数に応じた100円当たりの手数料額の割合 を乗じて算出する。								
支払総額の算定例	利用代金100,000円、10回払いの場合 ①分割手数料:100,000円×(6.77円÷100円)=6,770円 ②分割支払金合計:100,000円+6,770円=106,770円 ③月々の分割支払金:106,770円÷10回=10,677円 (※但し、月々の支払金の単位は10円とし、端数 が発生した場合は初回に算入する。) ・初回~10,740円 ・2回以降~10,670円								

※ボーナス併用分割払いの場合は、上記算定例における実質年率と異なることがあります。

- (2) ボーナス併用分割払いは、10回、12回、15回、18回、20回、24回、25回、30回、35回払いとし、分割支払金は均等分割支払金とボーナス月加算との合計とします。なお、ボーナス月は7月と12月としボーナス月加算総額は利用代金の50%とします。
- (3) ボーナス1回払い、ボーナス2回払いの支払月は7月と12月とします。なお、ボーナス1回払いの取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、それぞれ該当月に支払うものとします。
- (4) 会員は、分割払手数料の料率が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとします。又、第22条の規定に係らず当社から分割払手数料の変更の通知をした後は、変更後のご利用分より変更後の分割払手数料が適用されることに会員は異議がないものとします。
- 3 VISA 加盟店及びJCB 加盟店でのショッピングの支払方法は1回払い、2回払い、ボーナス1回払いとVISA、JCBが指定する分割払いとします。但し、2回払い、ボーナス1回

払い、分割払いの支払方法は VISA、JCB がそれぞれ指定する加盟店のみのご利用とします。

第28条（早期完済の場合の特約）

会員が、当初の契約のとおりカードショッピングでの分割支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金額を一括して支払ったときは、会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち、当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとします。

第29条（遅延損害金）

支払責任者が、カードショッピングの支払金を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、又、期限の利益喪失の場合には、支払額の残額に対して期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、次表の年率（1年を365日とする日割計算。但し、うるう年は366日とする日割計算。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

対象となる取引	計算方法
(1)ボーナス払い (2)2回払い以上	遅延額に対して年率14.6%を乗じた額と分割支払金の残金に対して年率6.0%を乗じた額のいずれか低い額
(3)1回払い (4)リボルビング払い	遅延額に対して年率14.6%を乗じた額

第30条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員及び使用者が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡され、又は提供された商品、役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかなきときは、速やかに会員及び使用者は、加盟店に商品の交換又は再提供を申し出るか、又は当該売買契約や役務提供契約の解除をすることができるものとします。なお、売買契約や役務提供契約を解除した場合は、会員及び使用者は、速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第31条（支払停止の抗弁）

- 1 会員は、以下の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。
 - (1) 商品の引渡し、権利の移転又は役務の提供（権利の行使による役務の提供を含む、以下同じ）がなされないこと。
 - (2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
 - (3) その他商品等の販売・提供について加盟店に対し生じている事由があること。
- 2 当社は、会員が本条1項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
- 3 会員は、本条2項の申し出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 4 会員は、本条2項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと）を当社に提出するよう努めるものとします。又、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員及び使用者はその調査に協力するものとします。
- 5 本条1項の規定に係らず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けないとき。
 - (2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
 - (3) 1回のカード利用に係る支払総額が4万円（リボルビング払いの場合は現金価格の合計が3万8千円）に満たないとき。
 - (4) 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
 - (5) 本条5項(1)～(3)の事由が会員の責に帰すべきとき。
- 6 会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から本条1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払金について支払いを継続するものとします。

〔相談窓口〕

- 1 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用

された加盟店にご連絡ください。

- 2 本規約についてのお問い合わせ、ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、当社にご連絡ください。

株式会社ほくせん お客様相談室

〒060-0062 札幌市中央区南2条西1丁目3番地

電話番号 011-261-6101

〔割賦販売法で定める法定用語の読み替えについて〕

割賦販売法で定める法定用語は、本規約のほか、カード発行のご案内、ご利用代金明細書等において次のとおり読み替えます。

割賦販売法で定める法定用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、利用金額
包括信用購入あっせんの手数料	手数料

ほくせんカード会員保障制度

第1条（損害のてん補）

株式会社ほくせん（以下「当社」という）は、本制度に従い、当社が会員に発行するほくせんカード（ローン専用カードは除く。以下「カード」という）が紛失・盗難・詐取・横領等（以下「紛失・盗難」という）により保障期間中に他人に不正使用された場合、これによって会員が被る損害をてん補します。

第2条（保障期間）

本制度の保障期間はカード会員登録日から1年間とし、初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。本制度への加入は、当社が認めた場合毎年自動的に継続されます。

第3条（紛失・盗難届と損害てん補期間）

- 1 カードが紛失・盗難にあったことを知ったときは、会員は直ちにその旨を当社及び最寄りの警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出していただきます。
- 2 第1条により当社がてん補する損害は、紛失・盗難の通知を当社が受理した日の60日前以降に行われた不正使用による損害とします。

第4条（てん補されない損害）

次の損害については、当社はてん補の責を負いません。

- (1) 会員の故意又は重大な過失に起因する損害。
- (2) 会員の家族・同居人・留守人等、会員の関係者による不正使用に起因する損害。
- (3) カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合。
- (4) 紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害。
- (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったり、当社等の行う被害状況の調査に協力せず、又は損害防止軽減のための努力を行わなかった場合。
- (6) カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。
- (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。
- (8) 当社のカード会員規約に反する使用に起因する損害。

第5条（損害てん補の手続き、調査）

- 1 会員が損害のてん補を請求するときは、損害の発生を知ったときから30日以内に、被害状況を記入した損害報告書類、警察署の盗難届出証明、又は被害届出証明等当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出していただきます。
- 2 当社、又は当社の委託を受けた者が被害状況等の調査を行う場合、会員はこの調査に協力するものとします。
- 3 当社が必要な調査を終えた場合には、遅滞なく損害をてん補するものとします。

個人情報情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報情報の収集・利用・提供・預託）

- 1 会員又は会員の予定者並びに使用者又は使用者の予定者（以下「会員等」という）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む株式会社ほくせん（以下「当社」という）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の個人に関

する情報（以下「個人情報」という）を当社が必要な保護措置を講じたうえで取得・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。

- (1) 属性情報 本契約時に記載、入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、電子メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況等（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む）。
 - (2) 契約情報 契約の種類、申込日、契約日、利用可能枠、利用日、利用額、商品名、利息、分割払手数料、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等。
 - (3) 取引情報 本契約に関する利用残高、月々の返済状況等（内訳を含む）、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容。
 - (4) 支払能力判断情報 会員等の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結している契約に関する利用残高、返済状況等。及び、会員等の収入証明書等。
 - (5) 取引時確認情報 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で定める本人特定事項確認書類等の記載事項。及び、当社が適正かつ適法な方法で取得した住民票等公的機関が発行する書類等の記載事項。
 - (6) 公開情報 インターネット、電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - (7) その他 電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報。
- 2 会員等は、カード発行、会員管理及びカード付帯サービス（会員向け各種保障制度、各種ポイントサービス等）を含む全てのカード機能履行のため、本条1項(1)～(3)の個人情報を当社が必要な保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意します。

- 3 会員等は、当社が以下の目的のために、本条1項(1)～(3)の個人情報を利用することに同意します。
- (1) 当社のクレジットカードの付帯サービス等の提供。
 - (2) 当社のクレジット事業における新商品の開発及び市場調査。
 - (3) 当社のクレジット事業における宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。
 - (4) 当社のクレジットカード加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付。

※なお、当社のクレジット関連事業内容の詳細につきましては、当社ホームページにてご確認いただけます。

ホームページアドレス <http://www.hokusen.jp/>

- 4 会員等は、当社が、サービサー会社である下記会社に委託して債権の管理・回収を行うため、当該債権に関する個人情報を必要な保護措置を講じたうえでサービサー会社に必要な範囲で提供することに同意します。

名称：ニッテレ債権回収株式会社

住所：〒108-0023 東京都港区芝浦3丁目16番20号
芝浦前川ビル6F

電話番号：03-3769-4611

- 5 会員等は、当社が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲内で、必要な保護措置を講じたうえで、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。
- 6 会員等は、当社が各種法令に基づき会員等の個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のため、必要がある場合に限り、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第2条（利用の中止の申し出）

会員等は、第1条3項(1)から(4)の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。但し、クレジットカード送付時、ご利用代金明細書（電磁的記録の送信を含む）並びに本契約の業務上必要な書類に同封（同送）される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 1 会員等は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内

部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。

- 2 当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について、万一不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。

第4条（開示費用の負担）

会員等は、当社に対し自己に関する個人情報の開示を申請した場合、一回の申請につき開示費用として1,000円（税別）を負担するものとします。

第5条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由のいかんを問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第6条（本条項に不同意の場合）

当社は、会員等が本契約に必要な事項（会員等が記載・入力すべき事項）の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすること及び退会の手続きをとることがあります。但し、第1条3項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（本条項の変更）

本条項は、法令の定める手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。

第8条（本条項に関するお問い合わせ及び開示・訂正等の窓口）

- 1 本条項に関するお問い合わせ及び第2条の利用中止のお申し出並びに第3条の開示・訂正・削除の請求のお申し出先は、以下のとおりとします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照ください。

第2条に定める利用中止のお申し出先

株式会社ほくせん 会員部カスタマーセンター

第3条に定める開示・訂正・削除の請求及びご相談・苦情のお申し出先

株式会社ほくせん お客様相談室

ホームページアドレス <http://www.hokusen.jp>

電話番号 011-261-6101

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日は定休）

- 2 当社は個人情報の保護に関する責任者として個人情報管理責任者（経営企画部長）を設置しております。本条1項に定める事項以外の個人情報に関するお問い合わせ先については、以下のとおりとします。

株式会社ほくせん 経営企画部

電話番号 011-261-6101

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日は定休）

第9条（同意条項の位置付け）

本条項は、カード会員規約の一部を構成します。

（2016年7月1日改定）

株式会社 ほくせん

〒060-0062 札幌市中央区南2条西1丁目3番地

電話番号 011-261-6101